

農地パトロールを実施しました

平田村農業委員会だより

第18号

令和6年1月26日

編集・発行
平田村農業委員会
TEL (0247) 55-3116

遊休農地の解消に

昨年9月15日に、農地パトロール（利用状況調査）推進会議を開催し、会議終了後に5班に分かれて村内を巡回パトロールしました。また、9月から10月にかけて担当区域の利用状況調査を実施しました。

このパトロールは①各担当地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見を重点に取組みました。巡回パトロールの結果、違反転用や不法投棄等はありませんでしたが、遊休農地は各地区とも増加傾向にありました。

利用状況調査によって「再生困難な農地」と判断された農地を、調査員2名が現地調査を実施しています。現地調査の期間は令和5年12月22日から令和6年3月31日までです。詳細は先に配布した回覧



△パトロール前に委員全員で



△農地の状況を確認

文書をご覧ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。

相続登記は農地を管理し次代に繋げて行くため、転用や所有権移転・貸借をするために大変重要です。三代前の所有者の名義のままになっていたり、現在の所有者と異なった標記のままになつて見受けられます。令和6年4月1日より前の相続も同様に対象となります。正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が科されることがあります。

【ご注意ください】

相続登記の申請の義務化に関して、個別に農業委員会の委員や事務局から各農家さんにご連絡することはありません。農業委員会等の名称を不正に使用した勧誘や架空請求などにご注意ください。

全国農業新聞普及 優良農業委員会表彰を受賞

令和5年度福島県下農業委員会大会が、令和5年11月9日に福島市のパルセ飯坂で開催されました。この大会席上で、全国農業新聞普及優良農業委員会表彰が行われ、平田村は「努力賞」を受賞し、村上会長と館職務代理者が表彰状と記念品を受取りました。努力賞は、年間平均部数が農業委員数の4倍以上9倍までに達している農業委員会が対象となります。当日は平田村の他に、いわき市、湯川村、相馬市、郡山市の併せて5委員会を受賞しました。

農業の経営と
くらしに役立つ
情報をお届け
します



- 毎週金曜日発行 ●B3版8~10頁建
- 購読料:月700円[送料, 税込み]
- ◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は村農業委員会事務局までお願いします。

着工・着手前に事前にご相談ください

**なくそう無断転用！
農地転用には許可・届出が必要です**

農地は、大切な食料の供給基盤であり、一度、農地以外に転用されると元に戻すことが極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

このため、農地転用制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない土地に誘導するとともに具体的な転用目的を有しない登記目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

○農地転用とは
農地を住宅や倉庫等の建物敷地、資材置き場、駐車場、道路等農地以外の用途に転換することです。

○許可の可否について
農地転用許可基準は、平成21年の農地法改正によって、それ以前に比べ、大幅な厳格化が図られました。

このことから、以前転用で許可された土地に類似する条件の土地であっても現在は許可されない場合もあります。

**「客土」も届出が必要
農地改良届を
ご存じですか？**

優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良をする際に提出するのが、農地改良届出です。事前の届出が必要です。

農地改良とは、土地の所有者又は耕作者が農地の保全又は利用増進といった農業経営を目的として、

農地改良する農地以外から土を搬入して客土又は掘削等を行うことにより農地の形質変更を行う行為です。

改良の意思がなく、工事等の残土を捨てるような行為は、一時転用の申請が必要です。



【判断基準】

※基準を超える場合は一時転用に該当します。

- ・客土・改良期間が3か月以内であること
- ・農地の面積が1,000㎡未満であること
- ・客土、掘削の深さは、1m以内であること

※詳しくは、農業委員会事務局までご相談ください。

電話 (55) 3116

各種申請受付締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付締切日は、毎月末日（末日が休日の場合は翌日）となります。

◎農地法第3条申請

・農地を農地として賃借・売買する場合

◎農地法第4条・5条申請

・農地を農地以外のものとして使用する場合
例…一般住宅・駐車場・資材置場等

◎農地の賃借の届出

・利用権の設定

申請は毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）で、定例会は毎月15日前後に開催します。

☆編集後記☆

新年おめでとうございます。本年も農業委員会は農地の保全と遊休農地解消に取り組んでまいります。

元旦に能登半島地震が発生し、13年前の東日本大震災の記憶を思い起こされた方も多かったと思います。被害も甚大で亡くなられた方や被災された方も多く心が痛みます。一日も早い復興と日常生活の回復を願うばかりです。

(二本松好徳)